

平成27年度障害者福祉サービス等報酬改定に関する意見要約  
一般社団法人日本自閉症協会

【重点要望】

●強度行動障害支援加算制度の創設

知的障害を伴う自閉症の人々に生じる強度行動障害は、一般的な障害支援区分6の人の要支援度とは質的に異なり、さらに手厚い職員体制と高い専門性を必要としています。このため新たに強度行動障害支援加算を創設して、支援職員を抜本的に加配して下さい。この加算はすべての障害福祉サービス等において必要ですが、特に施設入所支援、共同生活援助、短期入所については、夜間に確実に職員を加配できるようにして下さい。

●障害福祉職員の給与改善と人材確保

優れた人材を確保して必要な支援が受けられるように、障害福祉職員の給与の改善と、それを可能とする報酬体系にして下さい。

【その他の主な要望】

- サービス等利用計画の作成やモニタリングの報酬単価を抜本的に見直して下さい。
- 重度知的障害を伴う人には、休日にも生活介護事業を利用できるようにして下さい。
- 送迎加算の10人以上の人数条件や、居宅⇄事業所間という条件を緩和して下さい。
- 就労継続支援を障害の重い人が利用する時に、障害支援区分に応じて加算して下さい。
- 重度訪問介護の単価の抜本的な見直しをして下さい。
- グループホームの日中活動支援加算（Ⅰ）を休日にも算定できるようにして下さい。
- グループホームの日中活動支援加算（Ⅱ）を初日から適用して下さい。
- グループホームにおける個別のヘルパー利用の特例を恒常的な制度にして下さい。
- 地域生活支援拠点事業として設置するグループホームや短期入所については、支援の困難な事例が増えることを想定して人員配置や報酬単価を設定して下さい。
- グループホームと入所施設において、利用者の高齢化による医療的介護が行えるような加算を設けて下さい。
- 入所施設において、朝・夕に職員をきちんと配置できる報酬単価にして下さい。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスにおいて、自閉症・発達障害の子どもの個別支援のための加算を新設して下さい。
- 事務職員の配置基準を明確化にして、それを可能とする報酬単価にして下さい。
- 消費税引き上げ時には、人件費も影響を受ける対象として報酬改正に反映させて下さい。

平成26年8月22日

一般社団法人日本自閉症協会事務局

〒104-0044 中央区明石町6-22 築地622

TEL:03-3545-3380、FAX: 03-3545-3381

E-Mail: [asj@autism.or.jp](mailto:asj@autism.or.jp)

平成26年8月22日

厚生労働省 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

厚生労働大臣政務官 高鳥修一 殿

一般社団法人 日本自閉症協会  
会長 山崎晃資

## 平成27年度障害者福祉サービス等報酬改定に関する意見

### 【重点要望項目】

#### ●強度行動障害支援加算制度の創設

- 障害福祉の現場では、強度行動障害のある人に対する虐待がしばしば生じていますが、その背景には、少ない職員体制と専門性の欠如が存在しています。知的障害を伴う自閉症の人々に生じる強度行動障害は、一般的な障害支援区分6の人の要支援度とは質的に異なり、さらに手厚い職員体制と高い専門性を必要としています。現在の施設入所支援の重度障害者加算は障害支援区分の低い人を区分6の単価に近づけるだけで、区分6の人にはほとんど加算されません。事業者は、一般的な区分6の人を優先的に受け入れ、強度行動障害のある人は敬遠されて支援が受けられない状況が生じています。このため、支援職員への強度行動障害支援の研修を徹底するとともに、新たに強度行動障害支援加算を創設して、支援職員を抜本的に加配して下さい。この加算はすべての障害福祉サービス等において必要ですが、特に施設入所支援、共同生活援助、短期入所については、夜間支援において確実に職員を加配できるようにして下さい。
- なお、手厚い専門的な支援の下で強度行動障害が弱まっても、支援を手薄にすると再発する可能性もあるので、この加算は一律に年限を定めず、的確なアセスメントにより段階的に加算を減らす仕組みにして下さい。

#### ●障害福祉職員の給与改善と人材確保

- 自閉症の人々は、その障害特性を熟知した専門性の高い支援職員による支援が不可欠です。しかし各種障害福祉の現場では、優れた資質と意欲をもつ職員の応募が極めて少なく、支援の質が確保できていません。他産業に比較したときの障害福祉職員の給与の低さがその背景にあります。優れた人材を確保して必要な支援が受けられるように、障害福祉職員の給与の改善と、それを可能とする報酬体系にして下さい。
- 特に常勤換算で職員配置数を定めている事業については、一人の常勤職員が法人内の複数の事業に携わる柔軟性がメリットですが、各事業の給与の合計が常勤職員給与となるような時間給で積算して、報酬単価を設定して下さい。現在は、一般的なパート職員の時間給が積算根拠となっているように思われます。

## 【事業種別要望項目】

### ●相談支援について

- サービス等利用計画は、自閉症の人々にとって人生と生活全般にわたる重要な支援計画です。本人との信頼関係を築きながら、障害特性と本人の意思決定支援に配慮して丁寧に計画を作成するには、高い専門性とかなりの時間を必要としますが、それを可能とする報酬単価になっていません。結果として、相談支援事業に携わる事業者の参入を阻み、計画相談を作成したくても、事業所が見つからないという悪循環を招いています。今後必要となるモニタリングも含めて、相談支援専門員を確保できる単価に抜本的に見直して下さい。

### ●生活介護・就労継続支援について

- 重度知的障害を伴う自閉症の人々には、休日（土・日・祭日）にも日中活動の必要な人がいるため、休日にも生活介護事業を利用できるようにして下さい。（市町村によっては月間サービス支給日の上限を設定している所があります。）
- 施設入所支援利用者についても、休日に生活介護事業を利用できるようにして下さい。
- 送迎加算については、小規模な事業所に配慮して1日平均10人以上送迎という人数条件を緩和して下さい。また農村部などで電車を利用して駅から事業所までの送迎が必要な場合がありますので、居宅⇄事業所間の送迎という条件を緩和して下さい。
- 行動障害のある自閉症の人々で、車に乗って走ること自体を楽しむことが多々あります。複数の利用者と複数の職員が車で外出した時に、運転している職員は支援者として認められない場合がありますが、支援者として算定して下さい。
- 障害の重い人が就労継続支援A型・B型を利用する時に、より手厚い支援が必要となるので、障害支援区分に応じて加算を設けて下さい。
- 発達障害の人々で抑うつ状態や長期引きこもりがみられる場合、どのような場が本人に適切かは、実際に試してみることが必要です。複数の事業所を試しながら、本人が自らを成長させるように支援することが重要です。通う事業所が決まってから受給者証を発行するのではなく、この重要な試行期間の支援にも報酬が支払われるように、市町村に徹底して下さい。

### ●訪問系事業について

- 知的障害・精神障害の人々で行動障害を伴う場合に重度訪問介護が利用できるようになりましたが、その単価が低すぎるために、自閉症の人々などの場合に専門的な支援が可能なヘルパーを確保できません。単価の抜本的な見直しをして下さい。
- 自閉症を含む発達障害の人々については、意思決定支援に配慮した専門的な支援が必要

です。直接身体に接触しなくても、家事援助ではなく身体介護を支給できることを明記して下さい。

- 行動援護で二人の支援者を必要とする場合に、片方の支援者は行動援護の資格がなくてもヘルパー資格があれば可能として、有資格者の指示に従う補助者と位置づけ、単価は身体介護の単価とするなど、中間的仕組みを新設して下さい。刺激が多い公共交通機関を避けて車を利用する場合には、補助者が運転することも可能として運転中も支援時間に含めて下さい。
- 1日に8時間を超える支援の場合に、行動援護と重度訪問介護を組み合わせることが可能であることを明示して下さい。
- 施設入所支援の利用者が移動支援を利用することは制度上可能なはずですが、支給しない市区町村が多いため、支給が可能なことを明示して下さい。これは本人が地域移行のイメージを持つためにも有効です。

#### ●共同生活援助について

- 上記強度行動障害支援加算を創設するとともに、利用者の高齢化による医療的介護が行えるような加算を設けて下さい。
- 自閉症の人々などへの障害特性に配慮した支援が行えるように、夜間支援体制加算を障害支援区分に応じて増額するとともに、対象者が4人未満の場合の加算を増額して下さい。
- 重度の知的障害を伴う自閉症の人々は、休日（土・日・祭日）にも日中の支援が必要なため、日中活動支援加算（Ⅰ）を休日にも算定できるようにして下さい。
- 病気などで日中にグループホームに残る利用者への日中活動支援加算（Ⅱ）は、初日から適用して下さい。
- グループホームにおける個別のヘルパー利用の特例を恒常的な制度にして下さい。
- 地域生活支援拠点事業として設置するグループホームや短期入所については、特に支援の困難な事例が増えることを想定して、支援可能となる人員配置や報酬単価を設定して下さい。

#### ●施設入所支援の夜間支援体制について

- 上記強度行動障害支援加算を創設するとともに、利用者の高齢化による医療的介護が行えるような加算を設けて下さい。
- 施設入所支援の報酬単価は、夕食・入浴・趣味活動・朝食の支援や介護については考慮されず、深夜時間帯の職員配置のみを想定して設定されています。そのため入所施設は、日中の生活介護の職員を手薄にし、それを夜間支援に回して、かろうじて夜間支援を行っています。このような手薄な職員体制では、地域生活者の生活介護よりも貧弱な活動とならざるを得ず、また夕方から朝までの豊かであるべき生活面での個別の支援もでき

ません。ここに、入所施設で虐待が発生する原因のひとつがあります。入所施設における夜間支援の職員体制をきちんと配置する報酬を設定して下さい。

#### ●重度包括支援について

○単価が低すぎて、制度自体が実際的ではありません。サービス利用計画により多くのサービスを調整すれば、この制度の意義はないように思われます。

#### ●児童発達支援および放課後等デイサービスについて

○児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所では、自閉症の子どもの利用がかなり多く、最近では知的障害のないまたは軽い発達障害の子どもの利用も増えています。自閉症・発達障害の子どもは、特に一人一人の個別対応が重要であり、また事業所内を構造化してわかりやすい環境を作ることも必要です。そのため、勉強などの課題に取り組むことのできる部屋と遊ぶ部屋の仕切りを設置したり、個別の支援のための職員を加配するための個別配慮加算を新設して下さい。

### 【全般的要望項目】

#### ●事務職員配置について

○全ての事業において、制度の複雑化に伴って事務が増大していることから、事務職員の配置基準を明確化にして、それを可能とする報酬単価にして下さい。

#### ●消費税引き上げへの対応について

○消費税3%引き上げの際には、事業における物品費のみを対象として報酬単価の改正が行われましたが、職員の生活全般において消費税の影響を受けるため、人件費も引き上げの対象とすべきでした。次回の消費税引き上げに際しては、人件費も影響を受ける対象として報酬改正に反映させて下さい。

#### 【問い合わせ先】

一般社団法人日本自閉症協会 事務局長 北山輝幸

〒104—0044 中央区明石町 6-22 築地 622

TEL:03-3545-3380、FAX: 03-3545-3381

E-Mail: [asj@autism.or.jp](mailto:asj@autism.or.jp)

#### 【起草者】

日本自閉症協会理事・政策委員会副委員長 柴田洋弥

E-Mail: [hiroya.shibata@gmail.com](mailto:hiroya.shibata@gmail.com)